

中氷鉋地区地区計画 届出の手引き

〈建築物の建築等の際には手続きが必要です〉

令和4年8月

【地区計画とは？】

地区計画は、地区単位でつくる計画で、地区の特性や将来像に基づき、その地区にふさわしい良好な地区環境を形成・維持していくため、建物の用途や建て方を定めた、地区独自のまちづくりのルールといえるもので、都市計画法に定められた制度です。



地区計画では、以下の2つの事項を定めます。

■地区計画の方針

地区づくりの全体構想であり、地区計画の目標をはじめとして、土地利用等の整備・開発及び保全の方針を定めます。

■地区整備計画

具体的な地区づくりのルールであり、地区計画の方針に沿って建築物等の用途や建て方などについてルールを定めます。

中氷鉋地区の地区整備計画には、以下の項目についてルールを定めています。

- ・建築物の用途の制限
- ・最低敷地面積の制限(150㎡以上)
- ・かき又はさくの構造制限
- ・壁面位置の制限
- ・建築物の形態又は、意匠の制限

【届出について】

地区計画を定めた区域内で建築物の建築、工作物の建設、造成等の行為を行う場合は、届出をお願いします。

- 1 届出書類 「地区計画の区域内における行為の届出書」……………1通
「添付図書」……………1部
- 2 届出先 長野市都市整備部都市計画課 (Tel026-224-5050)
- 3 届出時期 工事(行為)の30日前までに
- 4 その他 地区整備計画に適合していれば、「適合通知書」を発行します

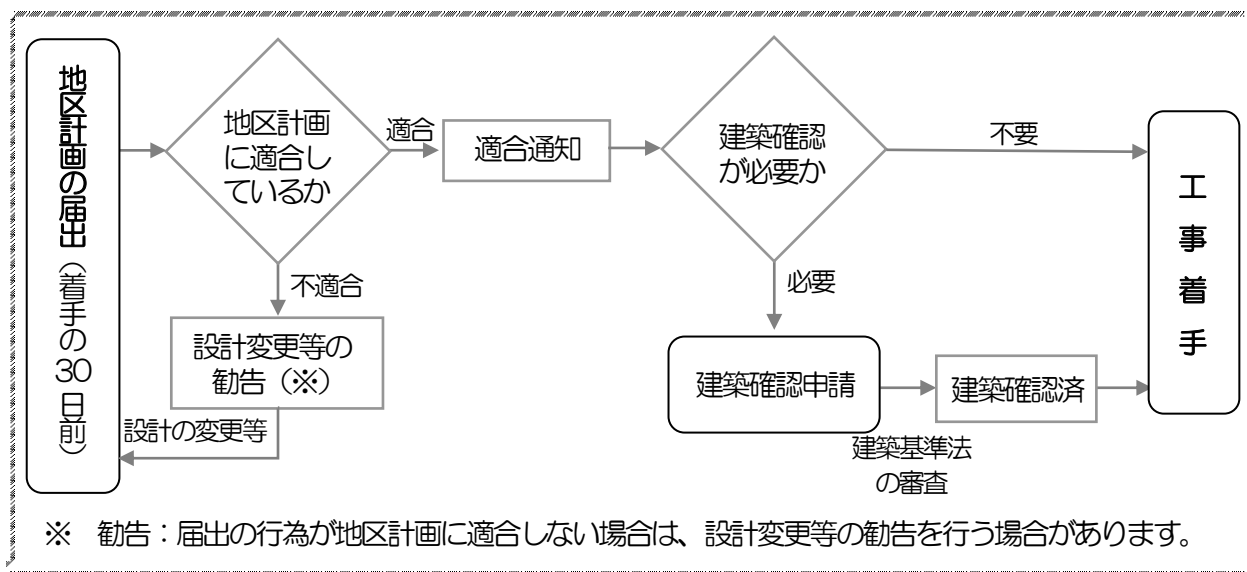
※ 届出た行為の内容を変更する場合は、変更届出書の提出が必要です。

【届出が必要な行為】

届出が必要な行為で主なものは次のとおりです。なお、地区計画の内容や届出が必要かどうかについて疑問点がありましたら、長野市役所都市計画課へお問い合わせください。

行 為	内 容 説 明
建 築 物 の 建 築	「建築」とは建築物の新築、増築、改築、移転のことをいいます。建築確認の不要な10㎡以下の建築も届出が必要です。
工 作 物 の 建 設	「工作物」とは、かき、さく、堀、門、広告塔、看板などをいいます。
建 築 物、工 作 物 の 形 態・意 匠 の 変 更	建築物の屋根・外壁等の色彩の変更、広告塔・看板等の表示内容等の変更及び、かき又はさくの構造の変更等をいいます。
土地の区画形質の変更	切土、盛土による造成、区画の分割、統合及び建築物等の敷地以外の土地を建築物等の建築を目的とした土地として利用の変更をする行為をいいます。
建築物の用途の変更	建築物の用途の変更をいいます。

【届出から工事着手まで】



【届出に必要な添付図書】

届出に必要な図面は、下記のとおりです。

行為の種別	添付図書	摘要
共通事項	☐ 位置図	☐ 当該行為の土地の区域を表示 (縮尺 1/2,500 程度)
☐ 土地の区画形質の変更	☐ 計画平面図	
	☐ 各区画の求積図	☐ 行為後の面積計算表
	☐ 縦横断面図	※ 土地の造成を伴う場合
☐ 建築物の建築	☐ 敷地求積図	☐ 敷地面積計算表 (道路後退がある場合は後退後の面積)
	☐ 配置図	☐ 建築物の位置及び外壁等から敷地境界までの最短距離を表示 ☐ 整地高さを表示 ☐ 植栽は将来計画すること、工事着手の 30 日前までに地区計画の届出をすることを記載 (道路沿いの緑化を同時に行わない場合)
	☐ 面積求積図	※ 壁面の位置の制限のただし書を適用する 10 m ² 以下の附属建築物のみ必要
	☐ 立面図	☐ 色名及びマンセル値を表示 ☐ 着色(屋根・外壁等) ☐ 建築物の最高高さ表示(低層住宅地区のみ)
	☐ 各階平面図	
☐ 工作物の建設	☐ 配置図	☐ 工作物の位置及び後退距離等を表示 ☐ 道路沿いの緑化計画
	☐ 立面図	☐ 高さ等を表示
☐ 建築物又は工作物の形態、意匠の変更	☐ 配置図	☐ 変更部分を表示
	☐ 立面図	☐ 色名及びマンセル値を表示(屋根、外壁等) ☐ 着色(屋根、外壁等)
☐ 建築物の用途変更	☐ 面積求積図	☐ 変更部分の延床面積計算表
	☐ 各階平面図	☐ 変更後の用途を表示

※申請の内容により、参考資料として上記のほかに書類の提出を求める場合があります。行為地が敷地面積の最低限度未満の場合や屋外広告物に関する行為を届出する場合、必要書類を都市計画課にご確認ください。

長野市ホームページの「長野市行政地図情報」から位置図をダウンロードできます。



【届出書の記入例】

地区計画の区域内における行為の届出書

(宛先) 長野市長

令和 〇 年 〇 月 〇 日

申請者 住所 長野市大字鶴賀緑町1613

氏名 長野 太郎

電話 026 - 226 - 4911

代理人 氏名 信濃 一郎

電話 026 - 224 - 5050

届出る行為に〇を
してください。

着手予定日の30日前まで
に届出をしてください。

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき

- ①土地の区画形質の変更
②建築物の建築又は工作物の建設
③建築物等の用途の変更
④建築物等の形態又は意匠の変更

について下記により届け出ます。

記

1 地区名	三本柳、神明広田、西尾張部、稲田徳間、長野木工団地、上高田第一、稲田南、瀬原田一丁田、中氷鉋、上氷鉋・四ツ屋、水沢上庭、篠ノ井会、南長池、長野銀座						
2 行為の場所	長野市 〇〇〇〇 〇〇番地						
3 行為の期間	着手: 令和 〇 年 〇 月 〇 日 ~ 完了: 令和 〇 年 〇 月 〇 日						
4 設計又は施工方法	①土地の区画形質の変更		区域の面積(㎡) 420.00		変更後の形態及び面積 区画の変更 200.00、220.00		
	②建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別	(建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)				
		(ロ) 設計概要	届出部分(㎡)	届出以外の部分(㎡)	合計(㎡)	比率(%)	
			(Ⅰ) 敷地面積		200.00		
			(Ⅱ) 建築面積	記入不要			
			(Ⅲ) 延べ面積				
			(Ⅳ) 高さ				
		(Ⅴ) 用途	専用住宅・車庫				
	(Ⅵ) 屋根及び外壁の色彩	屋根 ブラック(マンセル値) 外壁 グレー(マンセル値) 車庫屋根 グレー(マンセル値) 車庫外壁 グレー(マンセル値)					
	(Ⅶ) 工作物の構造等	低木の植栽 高さ1.2m以下 メッシュフェンス 高さ1.1m					
③建築物の用途変更	(イ) 変更部分の延べ面積(㎡) 40.00 (ロ) 変更前の用途: 専用住宅 (ハ) 変更後の用途: 事務所兼用住宅						
④建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容 外壁の色彩の変更 グレー(マンセル値) → ブラック(マンセル値)						
5 関連地区施設名	記入不要						

太枠内は記入しないでください。

受付欄	決 裁 欄							通 知 欄
	適合通知書を交付してよろしいか伺います。							通知 都第1号の
	主務	係	係長	補佐	主幹	課長	部長	年 月 日
								部 分 公 開
								30 年 保 存

【中氷鉋地区地区計画の内容】

■地区計画の方針

平成19年8月8日決定 市告示343号

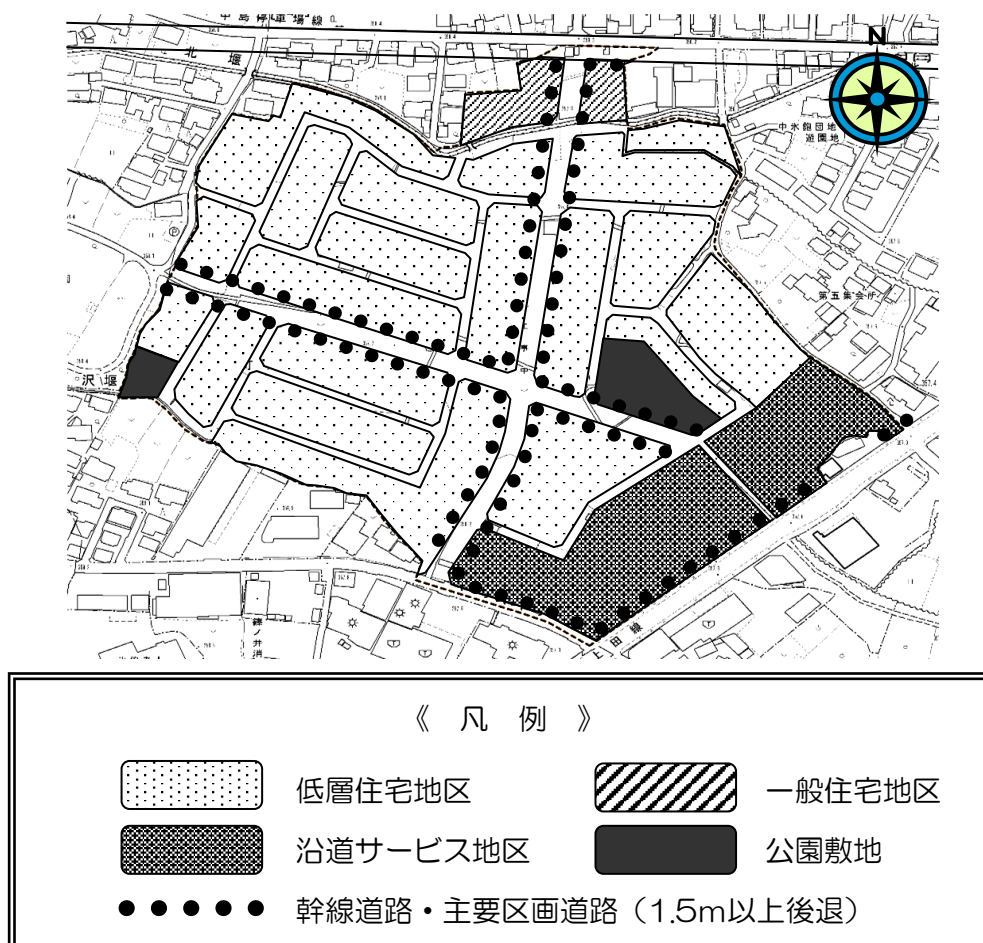
名 称		中氷鉋地区地区計画
位 置		長野市稲里町中氷鉋字伊勢宮、字上荒沢、字西川原、字川原の各一部
面 積		約10.3ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、長野市中心市街地より南西約4.0km、JR篠ノ井線川中島駅から東方約1.5kmに位置し、東は主要地方道長野上田線、北は県道関崎川中島停車場線、南は市道中氷鉋川中島小線に接し、西は近隣公園氷鉋公園に隣接した地区であり、現在、土地区画整理事業により道路、公園、水路等都市基盤を整備中である。 公共施設の整備により土地利用が促進するため、良好な地区環境の形成を目的として地区計画を策定し、建築物等の用途、配置、意匠などに適正な制限を行う。また隣接する氷鉋公園との連携を図り、緑豊かなまちを目指し、宅地内及び沿道の緑化を積極的に推進する。
	土地利用の方針	地区を低層住宅地区、一般住宅地区、沿道サービス地区の3つに区分し、以下のよう定める。 1 低層住宅地区 低層低密な住居専用地区として、緑豊かでゆとりある居住環境の形成を図る。 2 一般住宅地区 住居地区として、緑豊かでゆとりある居住環境の形成を図る。 3 沿道サービス地区 店舗、事務所等環境に配慮した業務系施設の立地誘導と既存施設の保全を図る。 以上の地区に必要な制限を地区整備計画として定め、望ましい土地利用を促進する。
	地区施設の整備の方針	1 土地区画整理事業により整備された道路、公園、公共下水道、防災設備等の機能が十分に発揮されるよう維持し、保全を図る。 2 地区内の緑化の積極的推進と良好な維持管理等を行い、緑豊かで優れたまちなみ景観の形成を図る。
	建築物等の整備の方針	1 良好な居住環境の保全を図るため、建築物の用途を制限する。 2 緑豊かな沿道空間を確保するため、壁面の位置及びかき又はさくの構造を制限する。 3 建築物等の調和と統一、まちなみ景観の向上を図るため、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。

地区整備計画（具体的なルール）

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	低層住宅地区	一般住宅地区	沿道サービス地区
			地区の面積	約 8.3ha	約 0.4ha	約 1.6ha
		敷地面積の最低限度		150㎡		
		建築物等の用途制限		以下に掲げる建築物は建築してはならない (1)卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	以下に掲げる建築物は建築してはならない (1)ホテル又は旅館 (2)自動車教習所 (3)畜舎 (4)卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	以下に掲げる建築物は建築してはならない (1)ホテル又は旅館 (2)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3)キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの (4)自動車教習所 (5)畜舎 (6)原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が150㎡をこえるもの(作業場の床面積の合計が300㎡をこえない自動車修理工場を除く) (7)卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
				建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、次のとおりとする。		
				幹線道路及び主要区画道路 1. 5m以上		
				上記以外の道路 1. 0m以上		
地区整備計画	壁面の位置の制限	道路境界線までの距離		ただし、別棟の壁を有しない独立車庫(カーポート等)、10㎡以下の附属建築物、門扉等を設ける場合は、0. 5m以上とする。		
				1. 0m以上 水路敷地・公園敷地の境界線までの距離も同様とする。		
		隣地境界線までの距離		ただし、別棟の壁を有しない独立車庫(カーポート等)、10㎡以下の附属建築物、門扉等を設ける場合は、この限りでない。		
				上記の限度に満たない距離にある建築物(別棟の独立車庫、10平方メートル以下の附属建築物及び門扉を除く。)の部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3. 0m以下に該当する場合は、この限りでない。		

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の形態又は意匠の制限 1 建築物の屋根又は外壁若しくはこれに代わる柱の色彩は、刺激的な原色は避け、落ち着いた色調とし、次のとおりとする。 (a) 低層住宅地区及び一般住宅地区においては、マンセル値（JIS Z8721）表示において、すべての色相で彩度を5以下とする。 (b) 大規模な建築物等の色相は、長野市の景観計画で定める景観形成基準を満足させること。 2 屋外広告物（屋外広告物法第2条第1項に定めるものをいう。）は、けばけばしい色を避け、周辺の環境と調和したものとし、次のとおりとする。 (a) 長野市屋外広告物条例の基準を満たすこと。 (b) 一般住宅地区は低層住宅地区と同等の基準を満たすこと。 (c) 一般住宅地区及び低層住宅地区においては、屋外広告物は官民界をこえないこと。
	かき又はさくの構造の制限	道路に面する側は、生垣等で緑化すること。 ただし、やむを得ず塀、土留壁等を設置する場合は、次のとおりとする。 (1) 透過性のある塀等を設置する場合は、その高さを1.2m以下とし、塀沿いは生垣等で緑化すること。 (2) 透過性のない塀等を設置する場合は、壁面位置の制限における道路境界線までの距離分を後退し、その後退部分は生垣等で緑化すること。 (3) 土地区画整理事業の造成地盤に盛土し、造成高よりさらに高い土留壁を新たに設ける場合は、前面道路境界から50cm以上後退し、その後退部分には生垣等で緑化すること。

■整備計画図

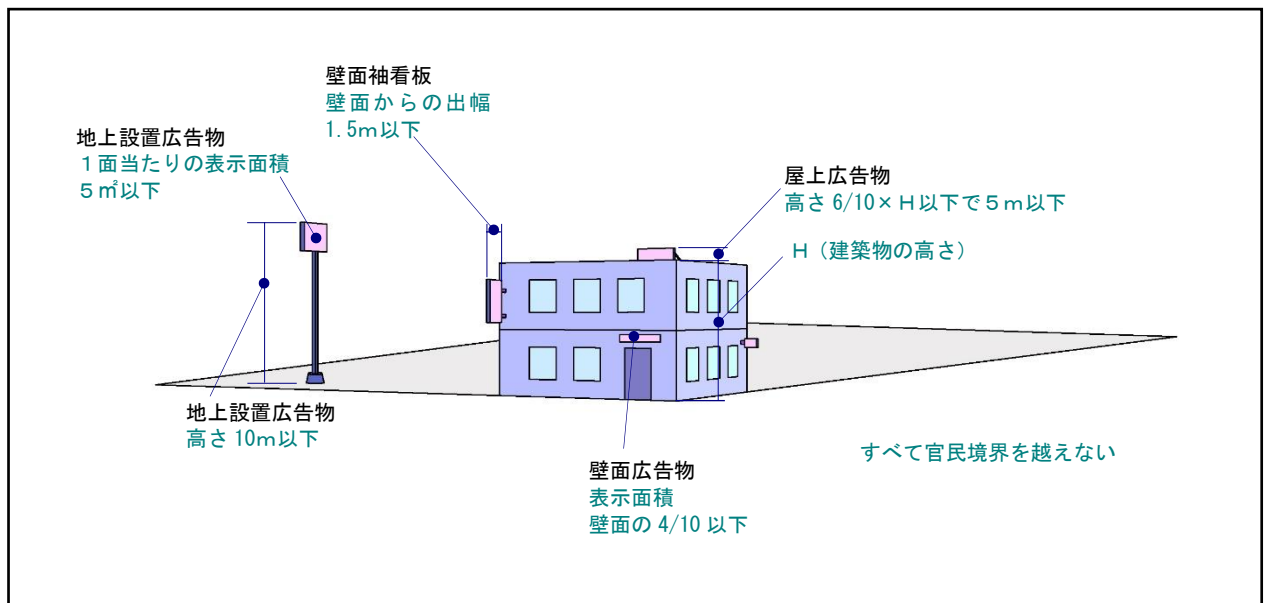


■ 屋外広告物の基準

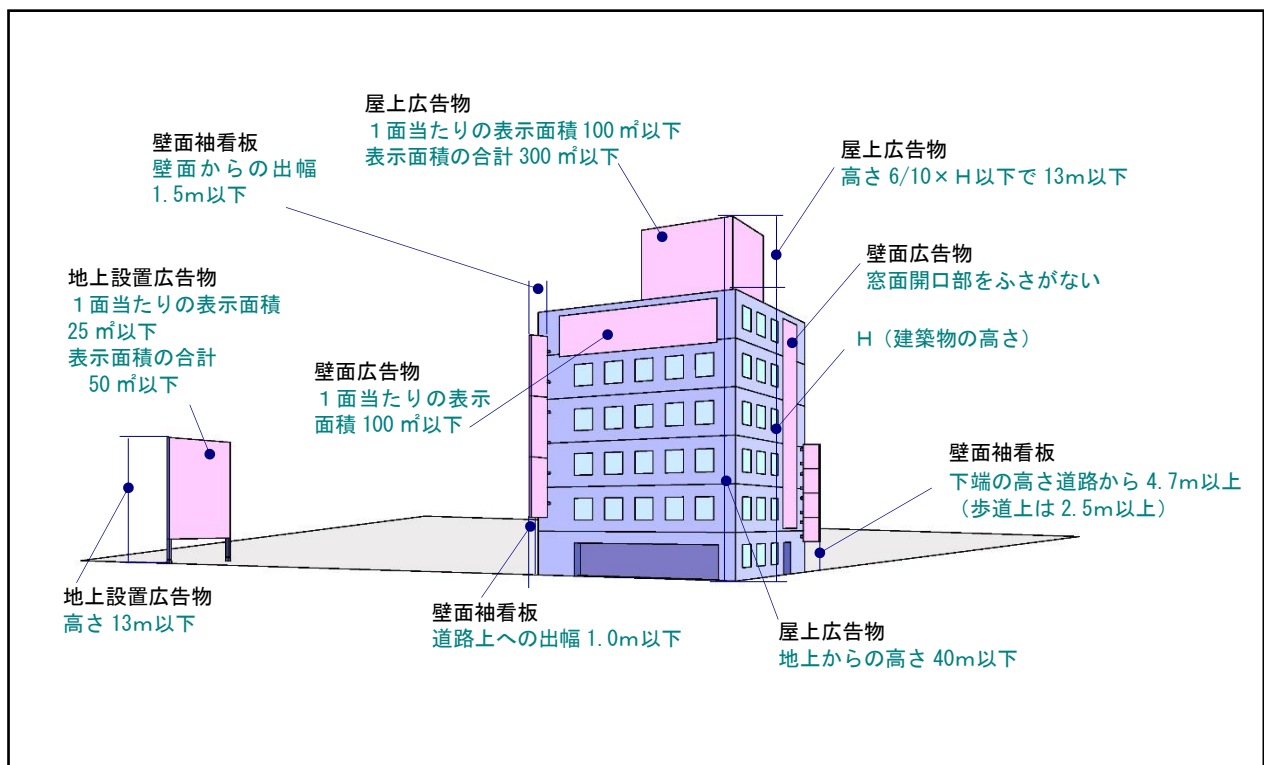
区 分	低層住宅地区・一般住宅地区	沿道サービス地区
基 準	第2種規制地域	第4種規制地域
非自己用広告物の設置	禁 止	まちづくり課の許可必要
自己用広告物の設置	10㎡以下	敷地全体で25㎡を越える場合はまちづくり課の許可必要
1敷地内の総表示面積	10㎡以下	400㎡以下
屋上広告物 (1建築物当たり)	・本体の高さ 建築物の高さの6/10以下で5m以下 ・建築物1棟につき1個 ・建築物から横にはみ出さない	・本体の高さ 建築物の高さの6/10以下で13m以下 ・地上からの高さ40m以下 ・建築物1棟につき1個 ・1面当たりの表示面積100㎡以下 ・表示面積の合計300㎡以下 ・建築物から横にはみ出さないこと
壁面広告物 (壁面1面当たり)	・表示面積 建築物の鉛直投影面積の4/10以下 ・窓面開口部をふさがない ・取り付け壁面の外郭線からはみ出さない	・表示面積 建築物の鉛直投影面積の4/10以下で100㎡以下 ・窓面開口部をふさがない ・取り付け壁面の外郭線からはみ出さない
地上設置広告物 (1基当たり)	・高さ10m以下 ・1面当たりの表示面積5㎡以下	・高さ13m以下 ・1面当たりの表示面積25㎡以下 ・表示面積の合計50㎡以下
壁面袖看板	・上端の高さ 建築物の壁面の上端を超えないこと。 ・壁面からの出幅1.5m以下	・上端の高さ 建築物の壁面の上端を超えないこと ・下端の高さ 道路上4.7m(歩道上は2.5m)以上 ・壁面からの出幅1.5m以下 ・道路上への出幅1m以下
照 明	・外側の照明の場合は、原則として下向き照射とする。	
使 用 禁 止	・反射光のある素材 ・動光、点滅、ネオンその他これに類するもの	
そ の 他	・官民境界を越えないこと。	
	・けばけばしい色を避け、周辺の環境と調和したものとする。 ・その他の事項並びに詳細は「長野市屋外広告物条例のあらまし」を参照のこと。 ・屋外広告物に関しての許可については、まちづくり課に申請のこと。	

(参考図)

低層住宅地区・一般住宅地区（第2種規制地域に準拠）



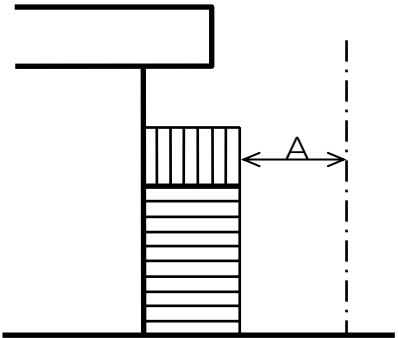
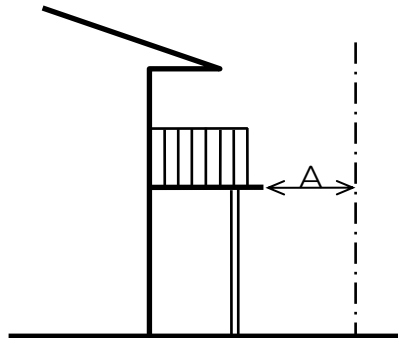
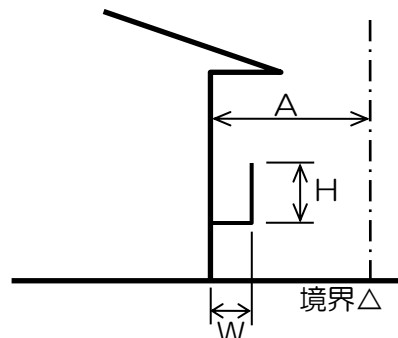
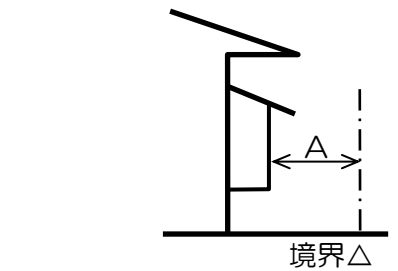
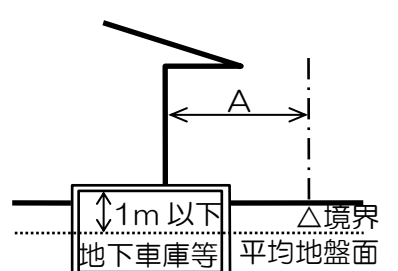
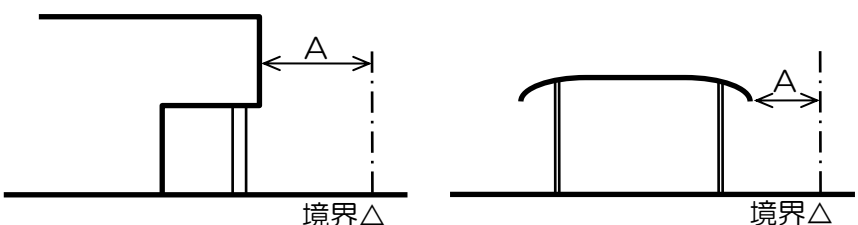
沿道サービス地区（第4種規制地域に準拠）



○壁面後退規制の取り扱い

壁面後退規制は、沿道の住宅を一定距離後退させることによって、日照、通風の悪化を防ぎ、道路沿いの植栽スペースを確保し、緑豊かで快適な街なみをつくるために定めます。

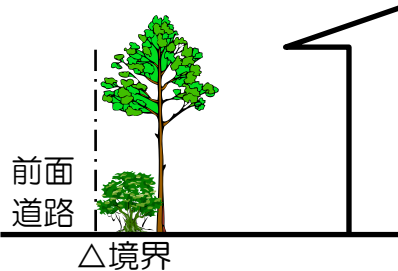
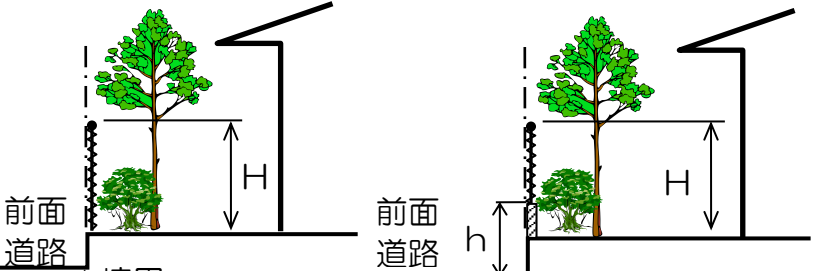
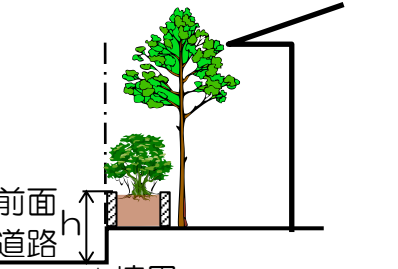
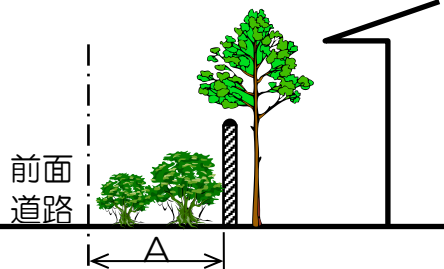
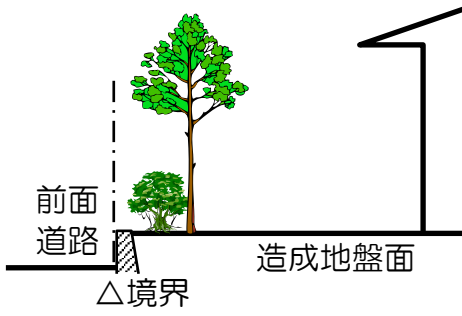
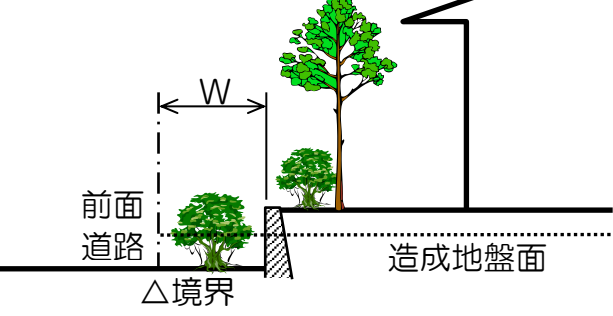
外壁面までの距離は、建築物の外壁面、又はこれに代わる柱の外壁面から敷地境界線までの最短水平距離をいいます。その他、壁面後退については、下図のとおり取り扱います。

屋外階段等  境界Δ 柱の有無にかかわらず最大突出部Aで算定。	廊下・ベランダ等  境界Δ 床・手すりの形態、柱の有無にかかわらず最大突出部Aで算定。	花台に類するもの  境界Δ 下記の条件を満たせば、Aで算定。 ・ $W \leq 30\text{cm}$、$H \leq 50\text{cm}$ ・ 幅は窓の開閉幅以内 ・ 通年に渡り植物等を置く
出窓  境界Δ 出窓も壁面後退規制の対象となります。 Aで算定。	地下車庫等  境界Δ 平均地盤面 地下車庫等と一体の建築物で平均地盤面から突出した部分の高さが1m以下の場合、Aで算定。	
ピロティ、カーポート、サイクルポート等  境界Δ 境界Δ ピロティ、オーバーハング、カーポート、サイクルポート等は柱の有無にかかわらず最大突出部Aで算定。		

○かき又はさく等の取り扱い

かきやさくの高さを制限して開放的な空間形成を図り、極力、生け垣とすることにより、みどり豊かで、ゆとりのある住環境の創出を目指します。

道路沿いかき又はさく等の構造制限については、下図のとおり取り扱います。

生 垣 の 場 合	透過性のある塀等を設置する場合
 前面道路 △境界 境界線からの後退は必要なし。	 前面道路 △境界 - 高さHは1.2m以下とし、塀沿いは生垣等で緑化する。 - 塀の基礎等がある場合、高さhは40cmまでとする。
植樹柵等を設置する場合	透過性のない塀等を設置する場合
 前面道路 △境界 植樹柵等で緑化する場合、高さhは40cmまでとする。	 前面道路 境界△ 壁面位置の制限における道路境界線までの距離分Aを後退し、後退部分は生垣等で緑化する。
土 留 め 壁 を 設 け る 場 合	
造成地盤面を変更しない場合	造成地盤面を上げる場合
 前面道路 △境界 造成地盤面 - 区画整理事業による造成地盤面を変更しない場合は、境界線からの後退は必要なし。 - 生垣等で緑化する。	 前面道路 △境界 造成地盤面 - 区画整理事業による造成地盤面を上げる場合、境界線から50cm以上後退する。 - 後退部分は生垣等で緑化する。

※門柱及び門扉等について、壁式で片側2m以上の幅を有するものは、透過性のない塀等と同等の扱いとします。

※一部でも壁を有する車庫、車庫兼用物置は壁面の位置の制限において別棟の独立車庫とは扱いません。

※自動販売機、門及び広告物でアーチ型のものは壁面の位置の制限において附属建築物と同等の扱いとします。

地区計画内建築等届出書 チェック表

◇◇◇中氷鉋地区◇◇◇

チェック項目		低層住宅地区 (第一種低層住居専用地域)	一般住宅地区 (第一種住居地域)	沿道サービス地区 (準工業地域)	チェック欄
I 審査基準：建築物等の制限					
用 途 制 限 (建築不可)		- 卸売市場 - 火葬場 - と畜場 - 汚物処理場 - ごみ焼却場等	- ホテル、旅館 - 自動車教習場 - 畜舎 - 卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等	料、旅館 - 麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売場、場外車券売場等 - キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等 - 自動車教習所 - 畜舎 - 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が150㎡をこえるもの（作業場の床面積の合計が300㎡をこえない自動車修理工場を除く） - 卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等	
敷地面積の最低限度		150㎡以上			
壁面の位置の制限	道 路 ま で の 距 離	幹線道路及び主要区画道路 1.5m以上			
		上記以外の道路 1.0m以上			
	(独立車庫・10㎡以下の附属建築物・門扉)	0.5m以上			
	隣地・水路境界までの距離	1.0m以上			
	(独立車庫・10㎡以下の附属建築物・門扉)				
	緩和措置<手引き>参照	上記距離を満たさない長さの合計が3m以下（独立車庫、10㎡以下の附属建築物、門扉等は除く）			
そ の 他 の 扱 い		- 門扉の袖壁は片側2m未満、それ以上は透過性のない塀と同等の扱い。 - 壁を有する車庫、車庫兼用物置は独立車庫とは扱わない。 - 自動販売機、門及び広告物でアーチ型のものは附属建築物と同等の扱い。			
外 壁 ・ 屋 根 の 色 彩		すべての色相でマンセル値の彩度5以下 刺激的な原色は避け、落ち着いた色調とする。 大規模な建築物等の色相は、景観形成基準を満足すること			
II 審査基準：かき・柵の構造、土留壁、屋外広告物					
緑化の推進について		道路沿いを緑化。やむを得ない場合は下記の基準とする。			
柵 ・ 塀	透過性のある柵	高 さ 1.2m以下（柵沿いを同時施工で緑化）			
	透過性のない塀	道路後退 建築物と同様の制限（後退部分を同時施工で緑化）			
土 留 壁		区画整理事業の造成高より高い場合 道路後退 50cm以上（道路側及び上部を同時施工で緑化）			
その他の扱い		☆透過性のある塀の基礎高は道路面から40cmまで。 ☆植樹柵等で緑化する場合、植樹柵の高さは道路面から40cmまで。			
※建物と植栽等の外構工事が同時にされない場合は、その将来計画等を配置図に記載すること。					
屋 外 広 告 物		けばけばしい色を避け、周辺の環境と調和したものとする。			
		第2種規制地域の基準を満たすこと		第4種規制地域の基準を満たすこと	
		官民界を越えないこと			

☆：ガイドライン

○ その他

沿道サービス地区で、高さ13m又は建築面積が1,000㎡を超える建築物を建築する場合は、まちづくり課と大規模行為に関する協議を行ってください。